

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会

第4回発信者情報開示ワーキンググループ

P2Pファイル交換ソフトによる権利侵害情報の流通 に関する検知システムの認定 ご説明資料

2026（令和8）年7月23日

情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会

発信者情報開示関係WG 技術部会

情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会

○ 目的

情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）の施行に際し、特定電気通信の情報流通による権利侵害に適切・迅速に対処できるようガイドラインの検討などを行うため、ISPを会員に持つ電気通信4団体が主導して2002（平成14）年2月に立ち上げ

○ 構成

電気通信4団体（（一社）電気通信事業者協会、（一社）日本ケーブルテレビ連盟、（一社）日本インターネットプロバイダー協会及び（一社）テレコムサービス協会）並びに名誉毀損・プライバシー、著作権、商標権、育成者権及び発信者情報開示の関係者・業界団体で構成

ほかオブザーバとして、学識経験者・法の実務者・海外の著作権関係団体・総務省殿

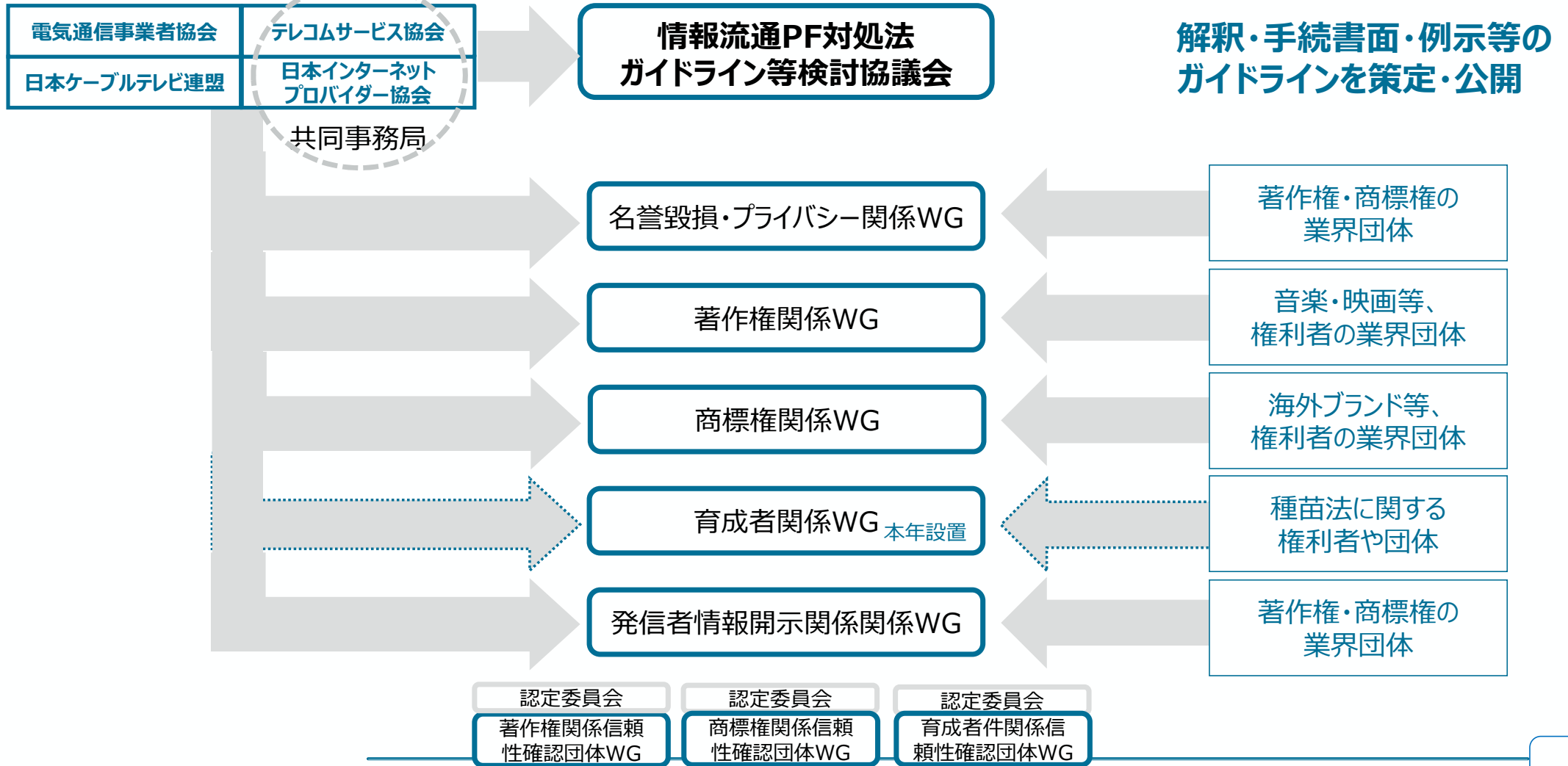
（注） 構成員名などは、
非公開のお約束で参画して
いただいています。

○ 運営

会長	久保 真 （一社）日本インターネットプロバイダー協会会長
事務局	（一社）日本インターネットプロバイダー協会・（一社）テレコムサービス協会の共催
運営経費	協議会内の協議により、必要経費を分担して運営

協議会は権利者とプロバイダーとの団体協議の場である

電気通信4団体



(参考) 情報流通プラットフォーム対処法 関連情報サイトの運営

情報流通プラットフォーム対処法 (目：プロバイダ責任制限法)

- [法律の趣旨・対象](#)
- [条文](#)
- [省令](#)
- [法律の図解](#)
- [法律解説](#)

ガイドライン

商標権関係

- [ガイドラインの目的・位置付け等](#)
- [商標権関係ガイドライン\(第2版\)](#) 【PDF】
- [商標権関係信頼性確認団体とは](#)
- [商標権関係信頼性確認団体一覧](#)

発信者情報開示関係

- [発信者情報開示関係ガイドライン\(第10版\)](#) 【PDF】
- [別冊「発信者情報開示命令事件」に関する対応手続き](#) 【PDF】
- [開示関係ガイドラインと別冊手続きについてのよくあるQ&A](#) 【PDF】
- [-裁判例要旨目次\(発信者情報開示関係編\)](#) 【PDF】
- [-裁判例要旨\(発信者情報開示関係編\)](#) 【PDF】
- [P2Pファイル交換ソフトによる権利侵害情報の流通に関する検知システムの認定について](#)

名誉毀損・プライバシー関係

- [ガイドラインの目的・位置付け等](#)
- [名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン\(第7版\)](#) 【PDF】
- [-裁判例要旨目次\(名誉毀損編、プライバシー編\)](#) 【PDF】
- [-裁判例要旨\(名誉毀損編\)](#) 【PDF】
- [-裁判例要旨\(プライバシー編\)](#) 【PDF】
- [別冊「公職の候補者等に係る特例」に関する対応手続き](#) 【PDF】

著作権関係

- [ガイドラインの目的・位置付け等](#)
- [著作権関係ガイドライン\(第3版\)](#) 【PDF】
- [著作権関係信頼性確認団体とは](#)
- [著作権関係信頼性確認団体一覧](#)

送信防止措置手続

- [名誉毀損・プライバシー関係送信防止措置手続](#)
- [名誉毀損・プライバシー関係書式](#) 【PDF】
- [著作権関係送信防止措置手続](#)
- [著作権関係書式](#) 【PDF】
- [商標権関係送信防止措置手続](#)
- [商標権関係書式](#) 【PDF】

発信者情報開示請求

2025年5月からの書式

- [発信者情報開示関係書式\(ガイドライン本編\)](#) 【PDF】
- [発信者情報開示関係書式\(別冊手続き編\)](#) 【PDF】

当初の書式

- [\(当初の\)発信者情報開示関係書式](#) 【PDF】

2022年10月1日から2025年4月までの書式

- [\(2025年4月まで\)発信者情報開示関係書式\(ガイドライン本編\)](#) 【PDF】
- [\(2025年4月まで\)発信者情報開示関係書式\(別冊手続き編\)](#) 【PDF】

(参考) 情報流通プラットフォーム対処法 関連情報サイトの運営

凡例

削除関係

テーマ・WG名

ガイドライン

書式

裁判例

商標権関係

- ガイドラインの目的・位置付け等
- 商標権関係ガイドライン(第2版) [G] [Y] [H] [D]
- 商標権関係信頼性確認団体とは
- 商標権関係信頼性確認団体一覧

発信者情報開示関係

- 発信者情報開示関係ガイドライン(第10版) [G] [Y] [H] [D]
- 別冊「発信者情報開示命令事件」に関する対応手続き [G] [Y] [H] [D]
- 開示関係ガイドラインと別冊手続きについてのよくあるQ&A [G] [Y] [H] [D]
- 裁判例要旨目次(発信者情報開示関係編) [G] [Y] [H] [D]
- 裁判例要旨(発信者情報開示関係編) [G] [Y] [H] [D]
- P2Pファイル交換ソフトによる権利侵害情報の流通に関する検知システムの認定について

情報流通プラットフォーム対処法 [G] [Y] [H] [D]

- 法律の趣旨・対象
- 条文
- 省令
- 法律の図解
- 法律解説

ガイドライン

名誉毀損・プライバシー関係

- ガイドラインの目的・位置付け等
- 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン(第7版) [G] [Y] [H] [D]
- 裁判例要旨目次(名誉毀損編、プライバシー編) [G] [Y] [H] [D]
- 裁判例要旨(名誉毀損編) [G] [Y] [H] [D]
- 裁判例要旨(プライバシー編) [G] [Y] [H] [D]
- 別冊「公職の候補者等に係る特例」に関する対応手続き [G] [Y] [H] [D]

著作権関係

- ガイドラインの目的・位置付け等
- 著作権関係ガイドライン(第3版) [G] [Y] [H] [D]
- 著作権関係信頼性確認団体とは
- 著作権関係信頼性確認団体一覧

送信防止措置手続

- 名誉毀損・プライバシー関係送信防止措置手続
- 名誉毀損・プライバシー関係書式 [G] [Y] [H] [D]
- 著作権関係送信防止措置手続
- 著作権関係書式 [G] [Y] [H] [D]
- 商標権関係送信防止措置手続
- 商標権関係書式 [G] [Y] [H] [D]

発信者情報開示請求

2025年5月からの書式

- 発信者情報開示関係書式(ガイドライン本編) [G] [Y] [H] [D]
- 発信者情報開示関係書式(別冊手続き編) [G] [Y] [H] [D]

当初の書式

- (当初の)発信者情報開示関係書式 [G] [Y] [H] [D]

2022年10月1日から2025年4月までの書式

- (2025年4月まで)発信者情報開示関係書式(ガイドライン本編) [G] [Y] [H] [D]
- (2025年4月まで)発信者情報開示関係書式(別冊手続き編) [G] [Y] [H] [D]

検知ソフトの認定について

経緯

ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会（2008（平成20）年にISP事業者4団体及び音楽・映画の著作に関する権利者団体により設立。現在活動終了。略称CCIF）にて、ISPによる個別メール発信による注意喚起実施にあたり検知システムを利用し、この運用実績が技術的信頼性の土台となる。

その後、P2P案件の開示請求増大により請求者・ISP双方の実務負担になって来たことから、手続の迅速化・適正化を目的に当協議会にて2016（平成28）年に最初の認定を行った（CCIFで実績を重ねた検知システムである、P2P FINDER）。

位置付け

P2P型ファイル交換ソフトを利用した権利侵害に際して、認定システムを用いている事をプロバイダ等が確認した場合には、本来請求者が示す必要のある、

- （1） P2Pを利用したユーザのIPアドレス等を特定した方法の信頼性
- （2） 発信者の故意又は過失により権利侵害が生じたということについての技術的な根拠

の提出を要しない。

実務上のメリット

認定システムを正しく利用した場合は請求者・プロバイダともに効率の良い、ひいては発信者情報開示の迅速化・適正化に資する。

当協議会認定状況（2026（令和8）年7月現在）

	認定日	システム名	対象ソフト	運営主体
1	2016/04/21	P2P FINDER	Winny, Share, BitTorrent, Gnutella	(株)TRIAD
2	2025/07/22	P2P Monitor	BitTorrent	ZAQRO-BACCA(株)

（注） 現在の申請者の有無などについては、お答えいたしかねます。

認定に関するオーバービュー

当協議会の、P2P検知ソフトの認定に関する全体を俯瞰すると、次のとおりです。

1. 審査・検討プロセス

提出された技術資料に基づき、専門的見地から部会にて審議・検証を行い、結果の整理・公表を行っている

2. 参照される基準

検知情報の正確性、誤検知の防止、およびデータの信頼性が十分に担保されていることを主な基準としている

3. 技術的・科学的根拠

対象通信プロトコルの仕様解析や、実際の通信挙動に基づく検証データ等を客観的な根拠として採用

4. 非公開情報の範囲

具体的なアルゴリズムやソースコードは非公開（セキュリティ及び権利侵害対処の実効性に支障を及ぼすため）

5. 誤検知について

保守運用により誤検知リスクを排除

6. 第三者検証の仕組み

中立的な学識経験者等の構成員を中心に審査を実施

運用開始後も、必要に応じて再検証を求める仕組みにより、継続的に信頼性を担保

検知ソフト認定の対象

1. 対象

(ア) 以下のすべての機能を備えているシステムとする。

- ① P2P型ファイル交換ソフトのネットワークに接続する機能
- ② 当該ネットワークから利用者が指定するファイルをダウンロードする機能
- ③ ダウンロード時に発信元ノード（ユーザのPC等）のIPアドレス、ポート番号ファイルハッシュ値、ファイルサイズ、ダウンロード完了時刻等（以下「メタデータ」という。）を自動的にデータベースに記録する機能

(イ) ダウンロードしたファイルが、一度利用者により権利侵害情報と判定されたファイルと同一のファイルであるかどうかを比較検証する機能（以下「比較検証機能」という）を有する場合、当該機能も認定を受けることができる。

注：ファイル交換ソフトネットワーク上をクロールし、利用者が指定するキーワードや属性に合致するファイル自動ダウンロードする機能は必須機能ではない。

(ウ) P2P型ファイル交換ソフトの種別毎に、認定する。

検知ソフト認定の要件

2. 要件

(ア) 発信元ノードの特定方法の信頼性が以下により確認できていること。

- ① システムの時刻データが正確である
- ② メタデータが正確に記録されることにつき確認試験が十分行われている

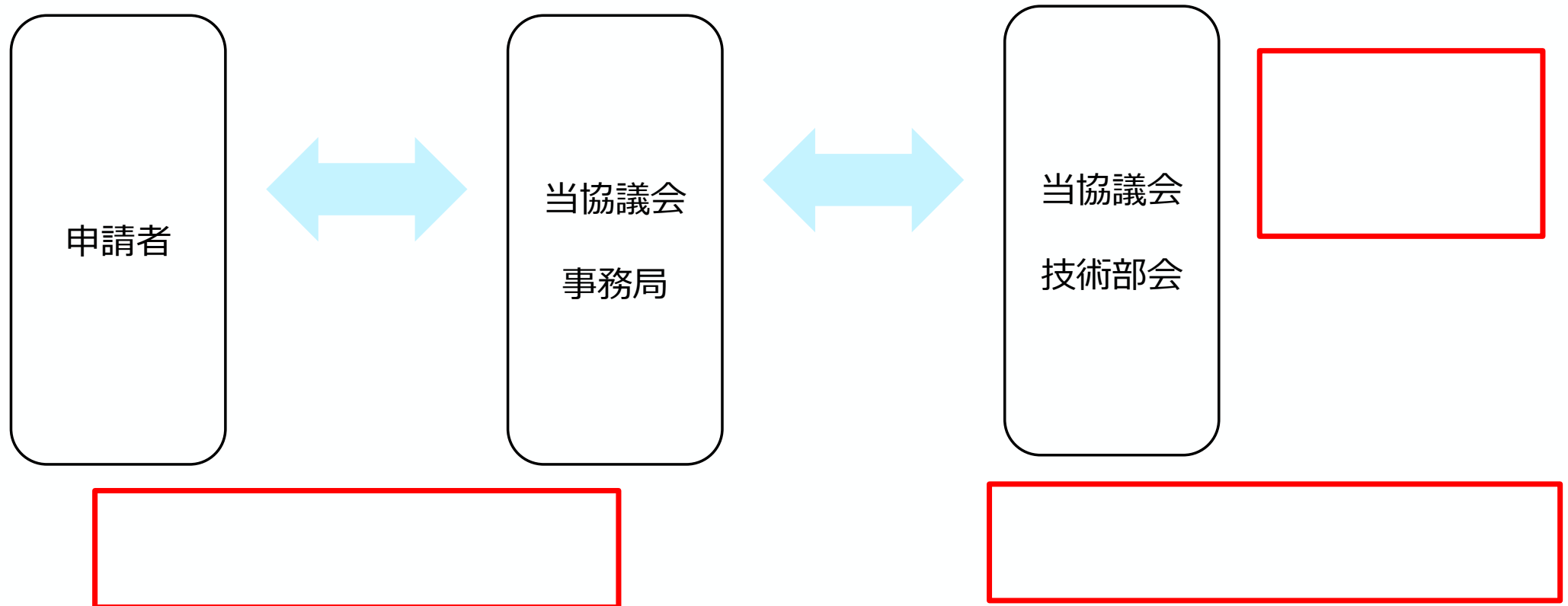
(イ) 調査時点で発信元ノードがファイルを送信可能状態にしている場合のみ当該ファイルをダウンロードするシステムであること。すなわち、中継機能（他のノードのファイルを一時的に複製して送信可能状態にすること）のみを担うノードを発信元ノードとして誤認せず、また、ファイルのダウンロード時に新たな送信可能状態を作出する（調査対象ノードに無かったファイルがダウンロードを契機として他のノードから複製され送信可能状態になる）ものでないこと

(ウ) 比較検証機能を有する場合には、その信頼性が確認できていること。

審査の流れ

赤枠内は構成員限り

申請者様からの申請を受けると、協議会内で技術部会を立ち上げ、認定合否を決める迄、精力的に検討を重ねます。



審査事項（1/2）

赤枠内は構成員限り

認定審査にあたっては、次に掲げる事項について、申請書類として提出を求めています。
なお、申請料等、審査に係る経費はご負担不要としています。

認定申請書に記載を求めている事項

審査事項 (2/2)

赤枠内は構成員限り

審査においては、主に以下に掲げる事項について、質疑による内容確認、提出書類の修正・追加、当該システムを改修頂く [redacted] 等も経て、認定しています。

システム認定要件（主要項目）

[Redacted content area]

課題と今後に向けて

1. インターネットの状況変化

当協議会発足時は、ISPがコンテンツを提供する時代（PCからのWeb接続、Web上のホームページ・ブログ等の提供）であり、主として法の定める「削除」について、ISP（CPの立場）と権利者との対話を通じ権利保護に努めて来ました。

しかし、スマホの爆発的普及とWeb上のコンテンツサービス隆盛（海外事業者のSNS・ゲーム・映画・TV再送信等）によるCP専門事業者の影響度増大とISPによるコンテンツ提供の縮減による影響度減少、又、Web以外のサービスの登場等（CP不存在のP2Pファイル共有交換）、インターネットを巡る状況は大きく変化しています。

2. 協議会としての課題

当協議会は、ISPをはじめとする電気通信4団体を母体として運営していますが、ISPは法の定める「削除」の取扱いが僅少となってAPの立場が主となっており、協議会運営に対する会員のリソース提供が厳しくなって来ています。

3. P2P検知ソフト認定に関する現況と今後に向けて

非訟制度開始により、当協議会の認定ソフトの相対的な影響度は低下しつつあります。大多数のP2P関係の開示請求は非訟で行われ、非訟を司る地裁では技術説明会を開催して検知ソフトが検証・認定され、P2P関係の開示請求がワークしていると認識しております。

当協議会はこういった状況変化を踏まえつつ、非訟以外（訴訟、任意開示）に検知ソフトが用いられる事もあるため、今後も係る検証・認定を継続し、P2P関係の開示請求の一助としたいと考えています。



參考資料

(参考情報) 総務省ホームページから引用 (1/2)

令和7年 11月
総務省

P2P ファイル共有ソフトの不適切な利用による 著作権侵害に係る発信者情報開示請求への対応について

昨今、P2P ファイル共有ソフトを用いて違法に著作物のダウンロード及びアップロードを行い、当該著作物の著作権を侵害したとして、情報流通プラットフォーム対処法¹(以下「法」という。)に基づく発信者情報開示請求の申立てがなされる事案が著しく増加している。総務省が実施したアンケート調査によれば、令和6年にアクセスプロバイダ²に対して申し立てられた発信者情報開示請求³(訴訟、仮処分、非訟⁴、任意請求の総数) 154,484 件のうち、約 95.6%に相当する 147,746 件が特定の P2P ファイル共有ソフトを用いたアダルト動画の著作権侵害を内容とする事案であることが判明している⁵。

当該請求への対応に当たる裁判所及びアクセスプロバイダからは、請求件数の急激な増加により多大な負担が生じ、発信者情報開示請求への対応以外の業務を含む業務の円滑な遂行に支障を来しつつある旨の声が寄せられている。

法が規定する発信者情報開示制度は、権利侵害を受けた者の被害救済等を目的とする制度であるところ、著作権等の財産権侵害事案についても被害救済の必要性が生じ得ることは、誹謗中傷等による人格権侵害事案と変わるものではない。

しかし、上記のような特定の類型の事案に係る発信者情報開示請求が大量に申し立てられ、当該事案への対応のために裁判所及びアクセスプロバイダのリソースが大量に消費されることは、人格権侵害事案も含む発信者情報開示制度の円滑な運用を妨げ、ひいては、権利侵害事案全般に関する迅速な被害救済が妨げられることにも繋がりがかねない。

以上から、発信者情報開示制度の円滑な運用の実現を図るために早期に着手しう対策の一環として、現時点における総務省の対応等を以下のとおり整理し、関係者等による対応を促すものである。

¹ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号)

² 法の対象となる「特定電気通信役務提供者」(以下「プロバイダ」という。)は、大きく分けて、①権利侵害情報を媒介するインターネット接続サービス事業者(アクセスプロバイダ)と、②権利侵害情報が書き込まれる場・サービスを提供する事業者(コンテンツプロバイダ)に分類することが可能と考えられる。

³ 法第5条第1項に基づく発信者情報開示請求

⁴ 法第8条に基づく発信者情報開示命令の申立て

⁵ アンケート調査は、アクセスプロバイダに対し、任意で回答を求めたものであり、実態としては更に大量の請求がなされている可能性もある。また、当該事案においては、1件の申立ての中で大量のログに係る請求がなされることが多く、このこともアクセスプロバイダの負担に繋がっているとの声が寄せられている。なお、上記件数のうち大部分は任意請求によるものである。

1. 迅速な被害救済の実現に向けた対策

(1) 著作権侵害行為の抑制に向けた周知啓発

P2P ファイル共有ソフトの不適切な利用による著作権侵害に係る発信者情報開示請求の件数が発信者情報開示請求全体の約 95.6%を占める現状においては、著作権侵害行為の抑制を通じて、発信者情報開示請求の件数の適正化を図ることが何より重要と考えられる⁶。

一方、P2P ファイル共有ソフトの不適切な利用による著作権侵害行為(アダルト動画のダウンロード及びアップロード)について、P2P ファイル共有ソフトの仕組み⁷や著作権侵害リスクを十分に認識せずに行われている実態があると考えられるため、総務省としては、P2P ファイル共有ソフトの不適切な利用による著作権侵害行為が安易に行われることがないよう、総務省ウェブサイト上で利用者に対する注意喚起を行っている⁸。

なお、周知啓発活動については、既にアクセスプロバイダ、業界団体及び国民生活センター等においても実施されているところ、今後、著作権者を含む関係者による一層の取組がなされることが期待される。

(2) 検知システムの技術的信頼性の確認

発信者情報の開示に当たっては、発信者のプライバシーや通信の秘密等の権利利益との権衡上、法第5条第1項第1号に定める「権利侵害の明白性」等の要件について適切な判断がなされる必要がある。

この点について、「情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会」⁹では、P2P ファイル共有ソフトによる権利侵害情報の流通を検知するシステムのうち、信頼性の高いものについて「認定」を行っている¹⁰ところ、アクセスプロバイダによって

⁶ 著作権侵害の発生を予防する点で被害救済に資するほか、アクセスプロバイダが対応する開示請求の件数を減少させる点で、アクセスプロバイダの負担軽減にも資することが期待される。

⁷ 特定のファイルに係るデータを細分化した上で、当該ファイルに係るネットワークに参加する端末間で転送・交換することでファイルを共有する仕組み。これにより、ファイルのダウンロードを行った者は、当該ファイルの全部または一部についてアップロードを行うこととなる。

⁸ <https://www.soumu.go.jp/dpa/p2p/>

⁹ 特定電気通信の情報流通による権利侵害に適切・迅速に対処できるようガイドラインの検討などを行うため、通信4団体が主導して2002年2月に立ち上げた協議会であり、インターネット関連団体、著作権関連団体、商標権関連団体が構成員となっている。

¹⁰ 認定要件は以下のとおりとされている

(ア) 発信元ノードの特定方法の信頼性が以下により確認できていること

① システムの時刻データが正確であること

② メタデータが正確に記録されることにつき確認試験が十分行われていること

(イ) 調査時点で発信元ノードがファイルを送信可能状態にしている場合のみ当該ファイルをダウンロードするシステムであること。すなわち、中継機能(他のノードのファイルを一時的に複製して送信可能状態にすること)のみを担うノードを発信元ノードとして誤認せず、また、ファイルのダウンロード時に新たな送信可能状態を作出する(調査対象ノードに無かったファイルがダウンロードを契機として他のノードから複製され送信可能状態になること)ものでないこと。

(ウ) 比較検証機能を有する場合には、その信頼性が確認できていること

(参考情報) 総務省ホームページから引用 (2/2)

は、当該認定がなされたシステムの技術的信頼性を踏まえた要件充足性の判断（当該システムによる検知結果に基づいて行われる任意開示請求に応じ、発信者情報を開示する判断）を行っている例もある。

このように、現在の発信者情報開示請求の件数の大半を占める上記事案については、少なくとも現時点における P2P ファイル共有ソフトの技術的特性や「認定」スキームを前提とすれば、「権利侵害の明白性」等の要件充足性の判断に際して、検知システムの「認定」の有無を参考とすることに一定の合理性があるものと考えられる。

2. 発信者情報開示制度の適切かつ合理的な運用

(1) 意見照会制度の合理的な運用

発信者情報開示請求を受けたアクセスプロバイダは、発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、発信者に対する意見照会義務を負うこととされている（法第6条第1項）。

この点について、意見照会の方法は法令上限定されていないところ、郵送による方法のほか、例えば契約者情報として利用者から申告を受けている電子メールアドレス宛にメールを送付する方法によることも妨げられないものと考えられる。

なお、契約者情報として利用者から申告を受けている電子メールアドレス宛てにメールを送付した場合であって、利用者の申告内容に誤りがある等専ら利用者側の事由により意見照会の連絡が到達しなかった場合であっても、当該事象による不利益は利用者が甘受すべきものであり、アクセスプロバイダにおいて改めて別途の方法による連絡を試みる義務までは負わないものと考えられる。

また、「情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会」が定めるガイドライン¹¹において、意見照会后2週間程度経過しても回答のない場合には、発信者はこの点に関して特段の主張は行わないものとして扱うこととされているところ、事案の性質等にもよるものの、予め十分な回答期限を明示して意見照会を行った場合において、当該期間を経過しても回答がないときには、意見照会への回答がなかったことを前提として発信者情報開示請求への諾否の判断を行うことは妨げられないものと考えられる¹²。

(2) 請求者による適切な開示請求の徹底

発信者情報開示制度では、被害者が、権利侵害情報を媒介するアクセスプロバイダに対して開示請求を行うことが想定されているが（法第5条第1項）、昨今、アクセスプロバイダから、P2P ファイル共有ソフトによる著作権侵害に係る発信者情報開示請求に際し、他のプロバイダが媒介した通信に係る請求が混在する事案が多数生じている旨の声が寄せられている。

一般に、IP アドレス等の発信者情報は個人のプライバシー等として保護される事項であるところ、請求先を誤り無関係の者に対し当該情報を提供することは、当該保護される事項を開示する行為であり、発信者の権利利益を侵害することとなり得るものである。また、当該行為は、誤った請求を受けたアクセスプロバイダに対し無用な事務手続を生じさせ、業務の円滑な遂行の妨げとなるものでもある。

請求者においては、権利行使の在り方及び情報の取扱いについて、適切な対応を徹底することが求められる。

以上

¹¹ 情報流通プラットフォーム対処法 発信者情報開示関係ガイドライン
<https://www.isplaw.jp/vc-files/isplaw/20250513gaido10.pdf>

¹² アクセスプロバイダにおいて契約者との間で個別に調整を行うことは妨げられない。



End of File